

議員提出議案第3号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第120条の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年4月30日

提出者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	徳田修一郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成14年4月30日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町議会規則第 号

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則(昭和62年三朝町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(会議時間) 第9条 会議時間は、 <u>午前9時から午後5時まで</u> とする。 2～3 略	(会議時間) 第9条 会議時間は、 <u>午前10時から午後5時まで</u> とする。 2～3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。